

経理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人岡山NPOセンター（以下「当法人」という。）の会計処理に関する基準を定め、会計業務を迅速に処理し、当法人の財政状態、収支の状態を明らかにして、能率的運営と活動の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 当法人の会計に関する事項は、定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。

(会計処理の原則)

第3条 会計の処理及び手続きは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計年度)

第4条 会計年度は、定款に定める事業年度にしたがい、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計の区分)

第5条 当法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(会計責任者)

第6条 当法人は、会計責任者を選任する。

(規程外事項)

第7条 この規程に定めない事項については、理事会の議決を経て定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改廃する場合には、理事会の議決を経なければならない。

(施行の細則)

第9条 この規程の施行に関する細則として「経理規程内規」を別に定める。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目)

第10条 貸借対照表及び活動計算書における勘定科目は、別に定める。

(会計帳簿)

第11条 各会計の会計帳簿は、主要簿及び補助簿とする。

(主要簿)

第12条 主要簿とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 仕訳帳
- (2) 総勘定元帳

(補助簿)

第13条 補助簿とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 現金出納帳
- (2) 会員台帳
- (3) 備品台帳
- (4) 寄付金台帳

(帳簿の照合)

第14条 補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の金額と照合しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

(帳簿書類の保存期間)

第16条 次の各号に掲げる帳簿書類の保存期間は、「文書管理規程」の定めによる。

第3章 金銭出納

(金銭の範囲)

第17条 この規程で金銭とは、現金及び預貯金をいう。

2 現金とは、通貨のほか、隨時通貨と引き換えることができる小切手・証書などをいう。

(出納の細則)

第18条 金銭出納の細則として「出納管理細則」を別にこれを定める。

第4章 固定資産

(固定資産の範囲)

第19条 固定資産とは、耐用年数1年を超えて、かつ、取得価額10万円以上の有形固定資産及びその他の資産とする。

(取得価額)

第20条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 購入に係るものは、その購入価額に付随費用を加算した額
- (2) 贈与によるものは、その時の適正な評価額

(固定資産の購入)

第21条 固定資産の購入に際しては、理事会の議決を経なければならない。

(固定資産の管理責任者)

第22条 当法人は、固定資産の管理責任者を選任する。

(固定資産の管理)

第23条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、その保全状況及び移動について記録し、移動・毀損・滅失があった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(登記及び付保)

第24条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記し、損害のおそれのある場合は、適正額の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第25条 有形固定資産のうち、土地及び建設仮勘定を除き、毎会計年度、定率法（建物については定額法）により減価償却を実施するものとする。

(物品の管理)

第26条 物品として管理しなければならない消耗品・図書などは、固定資産に準じて備品台帳を設け、総務部長が管理するものとする。

第5章 予算

(予算の目的)

第27条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数的目標によって表示し、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収益費用の合理的な規制を行うものである。

(予算編成)

第28条 予算は、事業計画に従って立案し、その調整及び編成は、代表理事が行う。

- 2 予算は、収支の目的、性質にしたがって大科目、中科目及び小科目に区分する。
- 3 予算の決定は、総会の議決を経なければならない。

(予算の執行)

第29条 予算の執行にあたって、小科目相互間の予算の流用は会計責任者の承認を得なければならない。

第6章 決算

(目的)

第30条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収益費用を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算書の作成)

第31条 会計責任者は、毎会計年度終了後、速やかに、次の各号に掲げる決算書類を作成し、理事会に提出しなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 活動計算書
- (4) 財務諸表の注記

2 決算書類は、総会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規程は平成18年9月29日から施行する。
- 2 令和4年10月24日、一部変更。(令和4年第4回理事会)